

調査の概要

1. 調査の目的

わが国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握することを目的とする。

2. 調査の対象

【2010年（平成22年）第1四半期（1月～3月）調査まで】

2004年（平成16年）度事業所・企業データベース（総務省）を基にした、従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易宿所

【2010年（平成22年）第2四半期（4月～6月）調査から】

統計法第27条に規定する事業所母集団データベース（総務省）を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から、標本理論に基づき抽出されたホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所など。

調査対象施設については、従業者数に応じて以下のとおりとする。

- 従業者数10人以上の事業所 : 悉皆調査
- 従業者数5人～9人の事業所 : 1/3を無作為に抽出して標本調査
- 従業者数0人～4人の事業所 : 1/9を無作為に抽出して標本調査

【2015年（平成27年）4月調査から】

毎月の調査・公表を実施

【2026年（令和8年）1月調査から】

層化基準を従業者数から客室数へ変更し、客室規模に応じた層化に基づいて調査対象施設を抽出する方法にて実施。

調査対象施設については、客室数に応じて以下のとおりとする。

- 客室数20室以上の事業所 : 悉皆調査
- 客室数1室～19室の事業所 : 標本調査（都道府県毎に標本抽出率を設定）

なお、宿泊施設タイプの定義は以下のとおり

○旅館

和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のもの。

○ホテル

洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のもの。以下の定義により3種類に分類。

① リゾートホテル

ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするものをいう。

② ビジネスホテル

ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするものをいう。

③シティホテル

ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するものをいう。

○簡易宿所

宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいう（ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど）。

○会社・団体の宿泊所

会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいう（会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステルなど）。

3. 主な調査事項

各月の延べ・実宿泊者数及び外国人延べ・実宿泊者数

各月の延べ宿泊者数の居住地別内訳（県内、県外の別）

各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳 等

4. 調査の時期

毎月の報告を翌月の中旬まで

5. 調査の方法

調査の種類：自計申告

調査の流れ：観光庁⇄民間等請負業者⇄郵送又はオンライン⇄各報告者